

○「岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針」について

岡山県内に設置する浄化槽（岡山市及び倉敷市の市域に設置するものを除く。）について、従来の取扱要領等を見直し、現状において指導を行っているもの及びその維持管理の観点から必要な指導の方針（以下、「指導指針」という。）を規定しました。（平成21年4月1日施行）

今後、浄化槽を設置する場合は、浄化槽設置者等は、指導指針の内容を確認した上で行っていただくようお願いします。

[「岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針」\(PDF\)](#)